

令和元年度 随意契約の公表(都市整備部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和元年10月1日から令和2年3月31日までの随意契約
【都市整備部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
交通対策課	八尾市公共交通移動実態及び意向調査業務	令和元年10月18日	パシフィックコンサルタンツ(株)	大阪市北区堂島1丁目2番1号新ダイビル	9,900,000	八尾市竹洲地域公共交通接続支援業務と地域の重複及び基本方針の整合性をとる必要があり密接不可分であることから、同社でないと実施できないため。(地方自治法施行令第167号の2条1項第2号該当)
土木建設課	高安11号橋概略検討業務	令和元年10月10日	全日本コンサルタント(株)	大阪市浪速区湊町1丁目4番38号	1,577,400	本案件は、近畿日本鉄道(株)沿線の跨線橋の概略設計を委託する業務であり、軌陸クレーンや軌陸高車線路内作業及び線路近接作業の概算費用算出が前提条件となる。これらは近畿日本鉄道(株)の一級元請現場監督者の資格が求められており、これに該当する相手方が全日本コンサルタント(株)社のみとなっているため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
下水道管理課	八尾市下水道台帳管理システムクライアント機器等設置業務	令和元年10月1日	アジア航測(株)大阪支店	大阪市北区天満橋一丁目8番30号	2,739,000	機器増設に伴うシステムの設置業務であり、既存システムの構築業者であることから著作権を有しデータ形式を熟知しているため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道管理課	令和元年度八尾市下水道台帳管理システム整備業務	令和元年12月2日	アジア航測(株)大阪支店	大阪市北区天満橋一丁目8番30号	13,491,500	下水道台帳管理システムのデータ仕様は、著作権上公開されていないため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	令和元年度南高安排水区実施設計業務その11	令和元年10月23日	全日本コンサルタント(株)	大阪市浪速区湊町1丁目4番38号	16,819,000	本業務は近畿日本鉄道(株)の軌道を横断する下水道工事の実施設計であり、鉄道施設の保全、履行時における鉄道運行関連部署との連絡調整、軌道関連知識並びに技術力などの実績を有し、また近畿日本鉄道(株)との協議結果より他社では当該箇所の施設資料の提供が受けることができないため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	下水道工事(31-9)工区に伴う水越遺跡発掘調査	令和元年10月28日	(公財)八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町4丁目58番2号	501,600	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でない当該業務を履行できないため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	令和元年度地下埋設物調査業務その74	令和元年10月1日	(株)恒成建設	八尾市高美町2丁目1番34号	1,138,500	「令和元年度地下埋設物調査業務年間単価契約」に基づく単価契約であるため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	令和元年度地下埋設物調査業務その75	令和元年10月9日	(株)恒成建設	八尾市高美町2丁目1番34号	1,292,500	「令和元年度地下埋設物調査業務年間単価契約」に基づく単価契約であるため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	令和元年度地下埋設物調査業務その76	令和元年10月9日	(有)マーテック	八尾市南太子堂4丁目2番24号	946,000	「令和元年度地下埋設物調査業務年間単価契約」に基づく単価契約であるため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	令和元年度地下埋設物調査業務その77	令和元年10月18日	(株)恒成建設	八尾市高美町2丁目1番34号	1,090,100	「令和元年度地下埋設物調査業務年間単価契約」に基づく単価契約であるため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	令和元年度地下埋設物調査業務その78	令和元年11月5日	(株)恒成建設	八尾市高美町2丁目1番34号	1,217,700	「令和元年度地下埋設物調査業務年間単価契約」に基づく単価契約であるため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	令和元年度地下埋設物調査業務その79	令和元年12月3日	(有)マーテック	八尾市南太子堂4丁目2番24号	1,298,000	「令和元年度地下埋設物調査業務年間単価契約」に基づく単価契約であるため。(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道整備課	令和元年度地下埋設物調査業務その80	令和元年12月3日	エイケン工業(株)	八尾市南太子堂4丁目2番24号	1,203,400	「令和元年度地下埋設物調査業務年間単価契約」に基づく単価契約であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	令和元年度地下埋設物調査業務その81	令和元年12月11日	(有)マーテック	八尾市南太子堂4丁目2番24号	1,212,200	「令和元年度地下埋設物調査業務年間単価契約」に基づく単価契約であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)